

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年7月25日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 金融機関に対する監督・検査体制の見直しについて

- 金融庁では、2025年7月の人事異動に合わせ、金融機関に対する監督・検査体制を見直し、更なる一体化を図ることとしているので、その概要について共有する。
- 具体的には、まず、2024事務年度まで総合政策局が担っていた、コンダクト、サイバーセキュリティといった、専門的横断テーマのモニタリングは、監督局長の下で、総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課とモニタリング担当部局を、より一体的・効果的に運用できる体制とした。
- また、主要行等と証券会社の監督を同一の審議官に担当させるとともに、銀行第一課、証券課等の関係課室の連携を深め、複数の業態で活動する金融グループ全体を俯瞰した監督を実施できる体制とした。
- 金融庁としては、こうした新たな体制のもとで、より実効性のある監督・検査を行っていく。なお、これにより、各金融機関に対する当局の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではない。

2. トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

- トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の地震にかかる災害等に関し、鹿児島県内に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

3. 「経営者保証改革プログラム」の進捗について

- 「経営者保証改革プログラム」の進捗について、2025年6月末に2024年度通期の実績を公表した。新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」の割合は全業態平均で52.9%となり、通期の実績も半数を超える結果となった。
- さらに、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数」との合計の割合は、全業態平均で99.4%となった。係る数値については、「経営者保証改革プログラム」において100%とする目標を掲げており、監督指針に基づく適切な対応が概ね浸透している状況である。
- 引き続き、金融庁として本プログラムに掲げる取組の浸透度合いや効果の検証等を進めていくが、各金融機関においても、こうした取組を継続し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた着実な対応をお願いしたい。

4. 「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025」の公表

- 金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025年6月27日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025」として公表した。
- 今回のレポートでは、2024年の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」を踏まえ、大手資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金(企業型DC・iDeCo)や確定給付企業年金(DB)向けサービスの状況と課題などを取り上げている。
- 全国銀行協会に関連するポイントとして、企業型DC・iDeCoについては次の通りである。
 - ① 物価が上昇基調である中、「元本確保型商品のみで運用する者」の割合は運営管理機関の業態で大きな差がある。運営管理機関には、加入者において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、効果的な投資教育の充実や適切な商品選定・入替を行っていくことを期待する。
 - ② 企業型DCの運営管理機関の半数が赤字であり、黒字の社でも、企業が

ら得る委託手数料で委託業務の費用を全て賄えず、加入者等から得る信託報酬がなければ赤字である。運営管理機関には、加入者等の最善の利益を勘案した運用商品の選定・提示に疑念を生じさせぬよう、手数料水準を検討していくことを期待する。

○ DBについては次の通りである。

- ① 小規模なDBが利用するバランス型商品の一部において十分なリターンが上げられていない状況である。総幹事会社には、市場環境に沿った運用提案を行うなど、各DBの状況に寄り添った運用サポートを期待する。
- ② 賃上げに加え、DBの給付改善を検討する企業も出てきている中、DB制度等を熟知する総幹事会社には、企業の人事・経営方針や特性等を踏まえ、企業が取り得る選択肢や課題の解決策の提案など、給付改善を検討する企業へのきめ細やかなサポートを期待する。

○ 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

5. 「外国銀行支店及び外資系証券会社のモニタリングについて」の公表

○ 2025年6月30日、「外国銀行支店及び外資系証券会社のモニタリングについて」を公表した。

○ 金融庁は、外国銀行支店や外資系証券会社等のビジネスが活発化している中で、それらの適切かつ健全なビジネスの展開を後押しする観点から、各日本拠点のビジネスモデルに対する理解を深め、ビジネスモデルに見合ったガバナンスや法令等遵守態勢、リスク管理態勢が整備・運用されているかを確認することに努めてきた。

○ このレポートは、近年のモニタリングを通じて把握された事項等について、各種の計数の分析を交え、拠点規模が大きい米国や欧州を母国とする外資系金融グループの日本拠点に関するものを中心に、アジア等を母国とする外国銀行支店の状況も含めて、とりまとめたものである。

○ 本邦金融機関にとって参考になる点もあると考えられるため、ぜひ目を通していただきたい。

6. スタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供の円滑化等に 係る自治体アンケート調査結果について

- 2023年2月に、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供について要請[※]したところ、規制改革実施計画を踏まえ、要請の実効性にかかるフォローアップのために、スタートアップビザ制度を活用する地方公共団体に本年度もアンケート調査を実施した。

※ いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業活動確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じる旨の要請をした。

- アンケートでは、金融機関の窓口において、要請の存在が認識されていないことや、証明書類の有効期限に関するQ&Aの内容が認識されていないこと等が原因で、円滑な口座開設に支障を来した事例が一部みられた[※]。

※ 調査対象期間である2024年1月1日～2024年12月31日にかけて、スタートアップビザを活用して入国した外国人は154名存在した。円滑な口座開設に支障があったと地方公共団体が認識した事例は昨年よりも増加していた。

※ 証明書類の有効期限は、出入国在留管理庁における在留資格認定手続の期限にすぎないため、提示された証明書類の有効期限が既に超過していた場合であっても、発行地方公共団体に確認する等により、当該外国人がいわゆるスタートアップビザを活用していることが明らかである場合は、有効期限内の証明書類を確認した際と同様に取り扱って差し支えない旨、Q&Aで明確化している。

- いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、証明書類を確認の上で、居住者と同等の口座を提供するなどの対応を改めてお願いするとともに、当該要請内容を現場職員まで周知いただきたい。

7. モニタリング部門からの公表物について

- 2025年6月から7月にかけてモニタリング部門から以下の各種レポート等を公表した。
 - ・「気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【銀行セクター】」
 - ・「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」

- ・「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-」
- ・「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」
- ・「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」
- ・「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」
- ・「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」

(1)「気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【銀行セクター】」

- 金融庁・日本銀行は、3メガバンクと連携して、気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析を実施し、その分析結果、主な論点・課題について取りまとめて公表した。
- 第1回シナリオ分析実施以降、セクター専用モデルによる分析可能な範囲の拡大やモデルに関する文書の整備などにより、参加金融機関の分析態勢が充実したことを確認した。これらも踏まえ、参加金融機関間の分析結果の比較を通じて、シナリオ分析の活用に向けた課題について、より深度のある参加金融機関との対話を行った。
- 金融庁・日本銀行は、今後、第1回及び第2回シナリオ分析を通して明らかになった課題への対応の方向性を含め、シナリオ分析の手法や活用方法について金融機関と議論を進めていく。

(2)「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」

- 金融庁は、金融機関における気候関連リスク管理や顧客企業の気候関連リスクの低減を支援する取組について、金融機関と対話を行い、主な取組や金融機関が認識している課題を「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」として取りまとめて公表した。
- 今回実態把握を行った金融機関では、気候変動への対応を重要な課題と位置づけており、それぞれの規模や特性に応じた気候関連リスク対応の進展が見られた。一方で、気候関連リスクは中長期に亘って顕在化することから従来のリスク管理の枠組みで捉えるのが困難であることや、顧客の移行への資

金支援により排出量（ファイナンスド・エミッション）が一時的に増加するといった課題も聞かれた。

- 金融庁は、今後も、金融機関の規模・特性等に応じて、具体的な気候変動対応の進め方は異なること等を十分に踏まえ、気候関連リスク管理や顧客支援の状況について、引き続き金融機関と対話を行う。

（３）「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-」

- 2025年6月25日及び7月4日、「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-」を公表した。今回のレポートでは、「地方銀行の貸出明細データ等とマクロ経済指標を用いた信用リスクに関する予兆分析の試行」と「定量的分析手法及びテキストデータ分析手法による銀行の気候関連リスクに関する分析」を掲載している。引き続き様々な分析に取り組み、分析結果を発信していきたい。

（注）前者は、信用リスクの動向（債務者区分の悪化）を予測する機械学習モデルを構築し、地方銀行の経営状況に影響を与えうる予兆の捕捉を試行したものである。後者は、温室効果ガス（GHG）排出量に着目した定量的な分析と、大規模言語モデル（LLM）等のテキストデータ分析手法を用いたディスクロージャー誌の分析により、銀行の気候変動への取組を包括的に把握することを試行したものである。

（４）「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」

- 2025年6月30日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、2024年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーショナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。
- IT の複雑化と依存度の増大により、IT リスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提として IT レジリエンスを強化する必要がある。
- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、IT リスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、社内外の事例に照らし、自組織のガ

バランス、体制、投資、人材育成について不断に見直し、強化していただきたい。

- 金融庁としては、金融分野における IT レジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供等の公助の取組を強化していく。

(5)「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」

- 2025年6月27日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」を公表した。
- マネロン等対策については、2024年3月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了していることを踏まえ、金融活動作業部会(FATF)第5次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、2025事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。
- 金融犯罪対策については、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0(2025年4月)」に掲げた施策等を着実に推進していくことが重要である。その一つとして、2025年1月より実施した口座不正利用等に係る要請文への対応状況のフォローアップ結果も別紙として併せて公表している。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

(6)「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」

- 2024事務年度は、2023事務年度に提起した外貨建一時払保険、仕組預金の課題へのフォローアップに加え、外国株式、ファンドラップ、仕組債、外貨建債券、投資信託といった幅広い金融商品を対象に、販売会社等のプロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等を中心にモニタリングを実施した。
- 当該モニタリング結果については、「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として公表した

(2025年7月1日)。

- 販売会社等との対話や定性・定量アンケート調査の結果を踏まえ、金融商品の販売・管理態勢等に関し、販売会社等において確認された課題や工夫事例のほか、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢構築に向けたPDCAサイクルの基本的な考え方や重要な要素等について整理している。

(参考1) リスク性金融商品の販売状況及びモニタリング結果

課題事例は、対象金融商品の本源的な機能又は価値を否定するものではなく、当該商品を取り扱う販売会社等の態勢面の改善・向上に一層の取組を促すことを目的としていることに留意いただきたい。

(外国株式)

- ・ 一部の販売会社で、必ずしも顧客意向に沿わない短期取引が認められる中、対面証券会社の「みなし資産回転率」(売付・買付額/残高)は各販売会社で大きな違いがある。「みなし資産回転率」が高くなるほど、顧客の利益が小さくなる傾向がある(過度な売買は顧客利益の押下げ要因になり得る)。

(ファンドラップ)

- ・ 一部の販売会社で、販売時点における総コスト控除後の期待リターンがマイナスのコースが存在する。また、重点先との対話では、特に低リスク帯コースで総コスト控除後の実績リターンがマイナスの商品が複数認められた。

(投資信託)

- ・ 新NISA成長投資枠の解約率は、ほとんどの販売会社で10%以下と低位である。個人投資家において長期・積立・分散投資の考え方が浸透してきているものと考えられる。

(参考2) 顧客本位の業務運営の確保に向けて経営陣に期待すること(金融商品販売に関するPDCAサイクル)

【計画(P)】

- ・ 経営理念・ビジョンに沿った「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の策定
- ・ 金融商品販売の位置付けの明確化
- ・ 最適なリソース配分
- ・ 顧客本位の販売行動を促す業績評価体系の策定

【実践(D)】

- ・ 経営陣による従業員に対するメッセージの発信など、顧客本位に基づく企業カルチャーの醸成に向けた取組
- ・ 「リテールビジネス戦略」等の着実な実践(顧客の最善の利益に適う金融商品の組成・導入・提案・販売)

【検証（C）】

- ・ 「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」と実践結果のギャップ分析、根本原因も含めた課題の特定

【改善（A）】

- ・ 「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の改訂
- ・ 課題の解決に向けた金融商品の組成・販売・管理等の一連の態勢や業績評価体系等の改善に向けた施策の策定

- 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

（7）「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」

- 健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに、大手金融機関との対話で把握した取組事例については「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として公表した（2025年6月25日）。
- 本レポートは、企業文化を改革し、又はコンダクト・リスクを管理するプロセスを検討・実施していく上での基本的な考え方や取組事例を取りまとめたものである。

（参考）健全な企業文化を醸成する五つのプロセス

1. 目指す企業文化に即した企業理念の言語化（可視化）
 - ・ 企業理念、パーパス、バリュー、行動規範等（以下「企業理念」）の策定
2. 企業理念の発信と役職員による認知
 - ・ トップメッセージ、研修、社内報、小冊子などを通じて役職員に周知
3. 企業理念に則した判断・行動を実践するための環境整備
 - ・ コミュニケーションの活性化（タウンホールミーティング等）
4. 企業理念の浸透度の評価
5. 社員意識調査、パルスサーベイ、外部有識者等による評価課題改善に向けた取組
 - ・ [4]を踏まえ、課題に対して[1]～[3]の取組を追加実施

- 経営陣においては、役職員の規範意識への働きかけも不祥事の発生防止に必要であることを再認識し、当該レポートも参考に、健全な企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理に向けてリーダーシップを発揮して取り

組んでいただきたい。

8. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ要請文を発出することとしている。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

9. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025 年 6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務づける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

10. 中堅企業・中小企業への経営人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする

人材プラットフォームである「REVICareer（レビキャリア）」について、御報告する。

- 皆様においては、これまで大企業人材の登録の観点でレビキャリアを活用いただき、人事部を中心に様々な御支援をいただいていることに、改めて感謝申しあげる。
- レビキャリアの足元の実績については、2025年6月末において大企業人材の登録者数が累計4,755人、求人件数は累計3,860件と堅調に伸びており、マッチング件数は累計200件を超えている。
- 2025年5月16日には、総理大臣も出席する地方創生2.0に関する経済団体との意見交換会の場で、青木官房副長官から各経済団体に対して大企業人材の求職者登録を始めとしたレビキャリアの活用が呼びかけられた。また、2025年5月29日には、総理大臣自らも日本経済団体連合会（経団連）定時総会の場でレビキャリアの活用を呼びかけ、注目度が大変高まっている。
- さらに、2025年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、レビキャリアが明記され、「2027年度までの3年間でレビキャリアの大企業人材の登録を1万人」とすることが目標に掲げられた。こうした動きも踏まえ、レビキャリアへの登録を促進するべく、REVIC主催による「個人向けオンラインセミナー」を2025年7月31日に開催予定であり、2025事務年度においても、これまでの流れが途切れないように、取組を開始している。
- くわえて、レビキャリアを金融庁と連携して実施する経済産業省においても、経団連に対して2025年6月19日にレビキャリアの周知要請文を発出し、これを受けて2025年6月23日に、経団連全会員代表者へ協力依頼文が経団連会長名で発出されたと認識している。
- 中堅企業・中小企業の経営人材不足の課題は深刻であり、早急に対策を講じていく必要があるため、今後は、引き続き経済産業省とも円滑に連携し、制度の周知を鋭意進めていく。レビキャリアは、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となるため、これらも踏まえ、各金融機関には今一度、人材登録への御協力をお願いする。

11. 金融庁 AI 官民フォーラム開催報告

- 2025年6月18日、AIに関する取組事例の共有や実務上の課題の深掘りな

どを行うため、金融機関や AI モデル開発者、IT ベンダーなど様々な関係者を招き、「金融庁 AI 官民フォーラム」の第 1 回会合を開催した。

- 参加者から共有いただいた御意見や問題意識をもとに、次回以降のフォーラムのテーマ設定に繋げていきたいと考えている。今後とも是非積極的にフォーラムに御参加いただき、事務局が提示した論点や今後のフォーラムの進め方についても御意見を頂戴したい。

(参考)「金融庁 AI 官民フォーラム」(第 1 回) 議事次第

https://www.fsa.go.jp/singi/ai_forum/siryoku/20250618.html

12. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画・地方創生 2.0 基本構想等の閣議決定について

- 2025 年 6 月 13 日、「経済財政運営と改革の方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」、「地方創生 2.0 基本構想」等が閣議決定された。

- 金融庁関連では、

- ・ NISA 制度の一層の充実の検討や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革、資産運用業の高度化などの資産運用立国の実現に向けた取組の推進
- ・ スタートアップへの支援に向けた非上場株式の流通活性化やインパクト投資市場形成の後押し
- ・ 地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しや地域金融機関自体の経営基盤強化のための「地域金融力強化プラン」の策定・推進

などの施策が盛り込まれている。

- 「地域金融力強化プラン」は 2025 年内に策定の予定である。プランの中は、
 - ① 地域金融機関による地方創生に向けた各般の取組を後押しする施策
 - ② 地方創生の担い手たる地域金融機関の経営基盤強化の二つの柱となっている。

- 既に地域金融関係の各協会にはお願いしているが、地方創生を推進する上での政策や規制・監督モニタリングの負担についての御意見・御要望などは広く受けつけているので、金融庁幹部宛でも監督局の担当課経由でも構わないのでお寄せいただきたい。
- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融を通じて持続的な経済成長に貢献できるよう、重点的に取り組んでいく。

13. サステナブルファイナンスの取組について

- 一定の投資収益の確保を図りつつ、社会的課題への対応というインパクトの実現を企図する投資手法である「インパクト投資」に関して、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」において、その機運醸成・裾野拡大を図るべくテーマ別に四つの分科会を設け、2024年夏から議論を行ってきた。
- 2025年6月、各分科会において、それぞれ①インパクト投資時に活用できるデータ・指標の整備、②上場企業へのインパクト投資手法、③地域におけるインパクト投資の意義と具体的な取組事例、④インパクトスタートアップと地方公共団体の連携促進、に関する議論の成果が取りまとめられた。
- インパクト投資の担い手となり得る皆様にも御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与いただくことを期待したい。
- また、金融庁では、カーボン・クレジット取引市場の健全な発展に向けて、その取引の透明性・健全性を高め投資家保護の促進を図る観点から、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」を2024年6月より開催し、黎明期における初期的論点について議論してきた。
- 2025年6月、同検討会において、取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理し、報告書として公表したところ、各金融機関の取組の更なる深化のため御活用いただきたい。

14. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂の公表について

- 金融活動作業部会（FATF）では、クロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告 16 を、2025年6月18日に公表した。

(参考) FATF による「Payment Transparency に関する FATF 勧告 16 の改訂」の公表について

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/20250619.html>

- 勧告の改訂は、送金の透明性向上の観点から必要なマネロン対策等の確保することを企図している。2024 年/2025 年の二度の市中協議を始めとした業界の皆様からの御意見も踏まえ、リスクに応じた対応となるよう、内容が修正されている。
- 主要な改訂項目としては、①クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、②クロスボーダー送金における送付情報の見直し（送金人・受取人情報の内容・質の改善）、③クロスボーダー送金における受取人情報の整合性確認の義務づけ、④カード決済に関する勧告 16 適用除外の規定の見直し、⑤カードによるクロスボーダーの現金引き出しへの限定的な基準の適用、がある。
- 今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、今後 FATF では、FATF の目線をより詳細に説明するガイダンスの作成を進めていくとともに、円滑な実施のため民間ステークホルダーとの対話を継続する予定である。なお、今回の改訂勧告の実施に必要な対応に鑑み、FATF では 2030 年末までのリードタイムを設定している。金融庁としては、皆様の御意見をよく伺いつつ、FATF ガイダンス作成や国内実施に向けた検討を進めていきたい。

15. 2025 年 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2025 年 7 月 17 日から 18 日にかけて、南アフリカ共和国（南ア）・ダーバンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、NBFIs データの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作業が支持された。また、NBFIs のレバレッジによるシステムミックなリスクに対処するための FSB の勧告を承認し、法域による実施が奨励された。

- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後のFSBによるテーマ別ピア・レビューが留意された。さらに、金融活動作業部会(FATF)における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組の重要性が強調された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。
- また、本会合のマージンにおいて、南ア議長国・保険監督者国際機構(IAIS)・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。
- ・ 世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。そのような中、南ア議長国が、IAIS や世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取組であると評価している。
 - ・ 本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及びFSB 議長のベイリー英国中央銀行総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取組を紹介した。また、IAIS 執行委議長を務める有泉金融国際審議官(2025年7月18日当時)等によるパネルディスカッションが行われた。
 - ・ IAIS 及び世界銀行は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続予定である。
- 次回のG20財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025年10月にワシントンD.C.で開催される予定である。引き続き、皆様の御意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

(以 上)